

## 第3章 自然生物の保全

我孫子市は、北側の利根川と南側の手賀沼（手賀川）という二つの大きな水系にはさまれています。地形は、台地へ谷津が深く入り組むような複雑で多様な地形でした。現在でも一部で谷津や崖線（はけのみち）が残っています。かつて湧水は、台地と低地の境付近で無数に見られ、手賀沼に流れ込んで、きれいな手賀沼を作り出していました。

かつての手賀沼とその周辺には、水生植物などの植物が繁茂し、植物を餌とする魚類やその魚類を餌とする鳥類など多種多様な生物が生息していました。水生植物には、「ガシャモク」や「テガヌマフラスコモ」など手賀沼など一部の地域にしか生息していない貴重な植物も見られました。

都市化と手賀沼の水質汚濁によって、我孫子市の生物種は減少していますが、谷津や手賀沼周辺には依然として貴重な生物も多く生存しており、谷津の保全や手賀沼の浄化・再生が我孫子の自然環境を守り生物多様性を保全するために重要となっています。

### 1. 外来生物対策

#### （1）外来生物とは

「外来生物」は、一般的に明治期以降に海外から入ってきた生物をさして使われています。

外来生物の中で、定着している・いないに関わらず、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすものは、特に「侵略的外来生物」といわれています。

外来生物の中で、「生態系への影響、人の生命・身体への影響、農林水産業への影響」が著しい生物は、環境省によって「特定外来生物」に指定されています。「特定外来生物」は、「外来生物法」に基づき、原則飼育・栽培などが禁止され、違反内容によっては非常に重い罰則が課せられています。

一方、生態系への影響があると判断される外来生物でも、「特定外来生物」に指定した場合、遺棄などが大量におこなわれ、より一層生態系への影響が発生することが想定される種については、法規制の対象とならない「要注意外来生物」に指定されています。

また、日本国内の中でも、元々その地域にいなかった生物が人為的に持ち込まれ、その地域の生態系に影響を与える事例も発生しており、「国内外来生物」と言われています。

これらの生態系に影響を与える可能性がある外来生物は我孫子市内で多数発見されています。「特定外来生物」以外の外来生物については、生態系に与える影響についてまだ不明な点も多いため、我孫子市内での発見や増減などの経過を見守りながら、今後の対策について検討していく必要があります。

ペットや園芸作物として外来生物や国内外来生物を飼育・栽培する場合は、珍しいから、きれいだからと安易に購入・移入せず、生態系に影響を与える可能性も考慮し、責任を持って飼育・栽培するように心がけましょう。

#### （2）我孫子市で発見された特定外来生物

「特定外来生物」は、「外来生物法」に基づいた対応をする必要があります。

（分類群）

■哺乳類 アライグマ(千葉県アライグマ防除実施計画に基づく防除の実施 平成21年2月～)

■鳥類 なし(ただし、ソウシチョウの鳴声のみの発見有)

■爬虫類

①カミツキガメ(平成17年頃から手賀沼内などで目撃情報有)

■両生類

②ウシガエル（特定外来生物に指定される以前から我孫子市内に生息）

■魚類

③オオクチバス（特定外来生物に指定される以前から手賀沼などで生息）

④コクチバス（特定外来生物に指定される以前から手賀沼などで生息）

⑤ブルーギル（特定外来生物に指定される以前から手賀沼などで生息）

■クモ・サソリ類 なし

■甲殻類 なし

■昆虫類 なし

■軟体動物等

⑥カワヒバリガイ（平成 19 年に手賀沼内で発見）

■植物

⑦ナガエツルノゲイトウ（平成 19 年に手賀川などで生息が確認されている）

⑧オオフサモ（手賀沼付近などで生息が確認されている。平成 20 年 2 月 14 日環境省の防除確認）

⑨アレチウリ（市内で生息が確認されている。平成 20 年 2 月 14 日環境省の防除確認）

**(3) 我孫子市で生息が確認された要注意外来生物**

(分類群)

■哺乳類 フェレット

■爬虫類 アカミミガメ、ミシシippアカミミガメ（アカミミガメ）

■魚類 カムルチー、タイワンドジョウ、タイリクバラタナゴ

■甲殻類 アメリカザリガニ

■軟体動物等 タイワンシジミ種群

■植物 アメリカセンダングサ、エゾノギシギシ、オオカナダモ、オオブタクサ  
セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、ハルジオン、ヒメジョオン  
ヒメヒルガオ（セイヨウヒルガオ）、ブタクサ、ホテイアオイ、ワルナスビ

**2. 鳥獣の保護**

**(1) 鳥獣飼養登録**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律では、野生の鳥獣の飼養には登録が義務付けられています。また鳥獣の飼養登録等の権限は、「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により、県知事から市町村長に委譲されています。平成 25 年度の我孫子市での飼養の登録・有効期間の更新等はありません。

**(2) 傷病鳥獣救護**

千葉県では、「傷病野生鳥獣救護事業実施要領」に基づき、鳥獣保護員及び県指定獣医師等の協力を得て、傷病鳥獣の救護を行っています。我孫子市内の県指定獣医師については、次のとおりです。

表 3-1 千葉県指定獣医師(我孫子市)

指定動物病院名	所在地	電話番号
我孫子動物病院	我孫子市栄 1 9 - 6	04(7182)6035

傷病野生鳥獣救護取扱い件数(平成 25 年度)

- ・東葛飾地域振興事務所地域環境保全課扱い:19 件
- ・我孫子市手賀沼課扱い:17 件

表 3-2 救護の窓口

窓 口 名	所 在 地	電 話 番 号
千葉県環境生活部自然保護課	千葉市中央区市場町1-1	043(223)2107
東葛飾地域振興事務所地域環境保全課	松戸市小根本7	047(361)4048
我孫子市環境経済部手賀沼課	我孫子市我孫子1858	04(7185)1111

### 3. 生き物の苦情・相談

我孫子市では自然と住宅地が隣接しているため、ヘビやカメ、タヌキに関する苦情・相談があります。ヘビやカメが生息しているのは自然が豊かである証拠なのですが、都市部では珍しいことかもしれません。

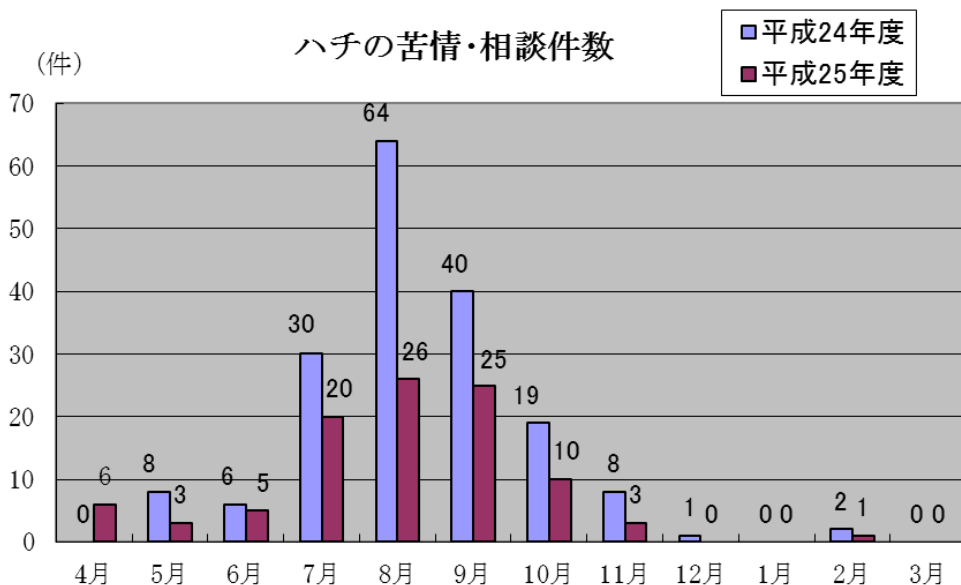
一方で、ムクドリやハクビシンなど都市化に順応して増えてきたとみられる生き物もあります。なかでも平成13年より夏から秋にかけて天王台駅周辺に集まっていたムクドリが平成23年からは我孫子駅周辺にも集まるようになりフンと鳴き声がうるさいと苦情があります。我孫子市では都市型のムクドリの生態がまだわかっていないことから、平成19年度から駅周辺に集まるムクドリの生態調査を継続して実施しています。広報・ホームページ等で市民にも情報提供を呼びかけています。

問い合わせの最も多い生き物はハチです。我孫子市では、民有地にあるハチの巣の駆除は行っていません。住宅の軒や庭木等生活に支障のある場所にできたハチの巣は、巣がある土地の所有者から駆除業者などに依頼し、駆除してもらっています。市では、よく見かけるハチについてのチラシを配布し、広報・ホームページ等でハチの巣の早期発見・駆除を呼びかけ注意を促しています。

平成25年度はハチの問合せが99件ありました。

平成25年度の問い合わせは平成24年度の178件に比べて79件減少しています。

表 3-3 ハチの苦情・相談件数



※電話での問い合わせ件数のみを集計